

防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進協議会設置要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この協議会は、中山間地域等直接支払制度に基き、防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 中山間地域等直接支払制度の集落協定の推進に関し次の各号に掲げる事項に関し必要な調査を行うため防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 対象協定集落の確認
- (2) 対象協定集落の分類分け（重点支援対象協定集落の選定）
- (3) 具体的な協定締結のための支援の検討
- (4) 集落からの要請に係る対応方針の検討

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる団体の代表者をもって構成する。

- (1) 防府市農業委員会
- (2) 山口農林水産事務所
- (3) 防府とくち農業協同組合
- (4) 防府市小野土地改良区
- (5) 防府市

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、各委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 4 会長及び副会長が、事情により、委員を辞するときは、後任者がその職にあたり、任期は、残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもってあてる。

- 2 会議は委員の半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員が都合により出席できない場合は、代理者に委任することができる。

(実務者会議)

第7条 協議会の円滑な運営をはかり、協議会に付議する事項を協議するため、防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進実務者会議（以下「実務者会議」という。）を置き、協議会を組織する団体の担当者等により構成する。

(庶務)

第8条 協議会及び実務者会議の庶務は、防府市産業振興部農林水産振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。